優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額五十二億円を四十七億円に減少して発行済優先出資総口数十万四千口を一口に対して五万円をもって九万四千口に有償消却することとしましたので（減少すべき優先資本金の額は五億円であり、優先出資の消却に要する金額は五億円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十二日
掲載頁　一二三頁（号外第一三二号）
平成二十四年五月二十二日
東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号
M&K特定目的会社
取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十四年六月二十四日までにお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年四月十八日付官報の号外第九十号九十一頁に掲載されています。

平成二十四年五月二十二日
東京都千代田区麹町四丁目一番三号
特定目的会社ソニック・インベストメンツ7
取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額金七十六億一千万円を金六十八億六千万円に減少して発行済優先出資総口数十五万二千二百口を一口に対して五万円をもって十三万七千二百口に強制有償消却することにいたしました。当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月二十五日までに優先出資証券全部を当社にご提出下さい。

平成二十四年五月二十二日
東京都千代田区麹町四丁目一番三号
特定目的会社ソニック・インベストメンツ7
取締役　荒川　和也

正誤

ページ	段	行	誤	正
二一一	下		一九行頭を一字上げる。	平成二十四年三月三十一日（号外特第十号）公布政令第百五号（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令） （印刷誤り）
二二四	〃	終りから七～六	行頭をそれぞれ一字上げる。	
二二九	上	〃 一二	区域	区域の 同日（同号外特）公布財務省令第二十八号（登録免許税法施行規則の一部を改正する省令） （印刷誤り）
三一九	下	四	「開発」を削る。	
三二九	上	終りから一八	同日（同号外特）公布財務省令第三十号（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令） （原稿誤り）	
〃	〃	〃 一一	改め	「同条第一項」を「同法第十二条第一項」に改め、「住所又は居所」とあるのは、「その死亡の時における住所又は居所」とあるのは「居所」に改め
〃	下		五第一号	第一号並びに第四号イ及びロ
三三二	〃		二加え、	加え、「が同項」を「が法第七十条の六の二第一項」に改め、
三三三	上	終りから	二について	（法第七十条の六の四第二項第二号に規定する特定森林経営計画をいう。以下この条において同じ。）について
〃	下		一～二	「（法第七十条の六の四第二項第二号に規定する特定森林経営計画をいう。以下この条において同じ。）」を削る。
三三四	上	終りから	五未満である	を超える
〃	下		一六行つて	行われて
〃	〃	終りから	九場合に	場合に該当
〃	〃	〃	一九が当該	に達するまでの期間が当該
〃	〃	〃	七同条	同令第四十三条
三三五	上		一五）住所	住所又は居所
〃	下		一二）	
〃	〃		一九～二一	翌日から五月を経過する日が当該経営報告基準日の翌年である場合にあつては、当該経営報告基準日の属する年分の前年までの各年分（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日（同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）までの各年分を除く。）
〃	〃	終りから	属する年の前年までの各年分（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日（同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）までの各年分を除く。）	
〃	〃	〃	九及び第三号	、第三号、第五号及び第六号
〃	〃	〃	六経営報告基準日	経営報告基準日（法第七十条の六の四第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）
〃	下		一第十六項	第十六項第五号
〃	〃		一七及び相続税の申告書の提出期限	がない場合又は相続税の申告書の提出期限までに存する場合にあつては当該相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分を除き、当該直前の経営報告基準日が当該相続税の申告書の提出期限後に存する場合にあつては当該直前の経営報告基準日
（印刷誤り）				
三三九	下	終りから一三	所得	取得
三四〇	上	一八	翌年以降	翌年以後
〃	〃		同日（同号外特）公布財務省令第三十一号（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令） （原稿誤り）	
三四三	上	二三	前段	本文
			同日（同号外特）財務省告示第百十二号（所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件） （原稿誤り）	
四〇一	上	終りから二二	ぢつて	ぢつて
			同日（同号外特）財務省告示第百十五号（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件） （原稿誤り）	
			四一〇ページ上段別表第二㈦乙欄中「の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50」	は「の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十日付特第一八号ニ
付政府調達第九五号一六ペ
ージ●同月二十二日付第一一一号六四ページ●同日

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）